

市営墓地利用のご案内

令和2年2月

【市営墓地の利用について】

市営墓地の墓所は、買取りではなく、全て貸出しです。梅田川霊苑以外の墓所は、どなたかが使用されていた墓所で、移転などにより市に返還されたものを再整備したものです。そのため、位置・面積・周囲の状況などがそれぞれ異なります。申込される場合は、その経緯を了解いただくとともに、申込前に墓所周辺の環境（植栽、通路、周辺墓所など）を現地で必ず確認してください。

【申込できる方】

市営墓地の申込をできる方は、豊橋市に住民票がある世帯主の方で、以下の資格1又は資格2のいずれかを満たす方のみとなります。

資格1	焼骨があるが、お墓がないため市営墓地に埋蔵する。
資格2	焼骨があり、お墓もあるが、お墓が豊橋市外にあるため市営墓地に改葬する。

《注意事項》

- ① すでに市内に墓地（市営・民間は問いません。）をお持ちの世帯は、申込できません。
- ② 申込は世帯主に限り、1世帯1墓所となります。

【使用の条件】

区 分	内 容	備 考
永代使用料	○向山霊苑 280,000 円／㎡ ○飯村墓地 200,000 円／㎡ （修景墓地 300,000 円（一律） ○梅田川霊苑 360,000 円（一律） ○野依台墓地 230,000 円（一律） ○東細谷墓地 230,000 円（一律）	○ 使用許可時に一括納付となります。 ○ 区画毎の面積、使用料等は福祉政策課でお渡しする一覧表をご覧ください。
年間管理料	不要	
墓石の建設	① 使用許可から3年以内に墓石を建設してください。 ② 墓石には高さ等の制限があります。	○ 指定の石材店はありません。
墓所の清掃	使用している墓所の草取り、清掃等の管理は使用者で行ってください。	○ 墓石建設前でも同様です。
使用権	① 墓所の使用権は、買取りではなく、貸出しです。譲渡・転貸することはできません。 ② 墓所が不要となった場合は、更地に還元した上で、市に返還してください。 ③ 本条件に違反があった場合、使用権を取り消すことがあります。	○ 墓所の使用者がお亡くなりになった場合は、祭祀主宰者が承継することができます。 ○ 返還された場合、永代使用料の半額をお返しします。

【申請方法】

以下の書類を用意の上、市役所福祉政策課（東館 3 階）で申請してください。申請の際、空いている墓所区画の中から墓所の位置を指定していただきますので、あらかじめ現地確認の上、墓所区画の候補を決めておいてください。

（墓所の空き状況については、福祉政策課へお問い合わせください。）

申 請 書 類 一 覧	備 考
① 市営墓地使用許可申請書	右頁の書類を切り離して使用してください。
② 申請者の住民票（世帯全員が記載されたもの）	申請者の <u>本籍</u> （日本の国籍を有しない者にあつては、 <u>国籍等</u> ）、 <u>戸籍の筆頭者</u> 及び <u>続柄</u> が記載されたものに限る。
③ 申請者と焼骨との関係を証する書類	戸籍全部事項証明（戸籍謄本）等
④ 死体火（埋）葬許可証（資格 1 の場合）又は改葬許可証（資格 2 の場合）	改葬許可証は、申請者本人に交付されたものに限る。

【市営墓地一覧】

名称	所在地	区画面積	管理人の主な勤務日
向山霊苑	豊橋市向山町字塚南 30 番地	区画により異なる	月、火、金、土、日
飯村墓地	豊橋市飯村町字西山 7 番地の 1	区画により異なる	月、火、金、土、日
梅田川霊苑	豊橋市大山町字西坪 1 番地	1.8 m ²	火、金、土、日
野依台墓地	豊橋市野依台二丁目 9 番地の 4	2.0 m ²	不定期
東細谷墓地	豊橋市東細谷町字牛田 31 番地の 370	2.0 m ²	不定期

※管理人は外で業務をするため、事務所を不在にしていることが多いです。

※飯村墓地には焼骨の一時保管を目的とした納骨堂もあります。詳細はお問い合わせください。